

# 新居浜市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～



新居浜市通学路安全推進会議

平成25年7月

(令和4年9月一部改正)

## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名により、通学路の緊急合同点検を実施し、通学路の安全の確保にむけて取り組むよう通知がありました。

これを受けて、新居浜市では平成25年7月に「通学路緊急合同点検にかかる合同会議」を開催し、同年7月から8月にかけて、関係機関と連携して各小中学校の通学路の緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策について関係機関で検討いたしました。

今後も、この通学路の安全確保に向けた取組を継続的、効果的に実施するため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新居浜市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

## 2 新居浜市通学路安全推進会議の設置

### ○ 新居浜市通学路安全推進会議委員構成

	関係機関名	課名(等)	種別
1	新居浜警察署	交通課	警察
2	松山河川国道事務所	西条国道維持出張所	国道管理
3	東予地方局建設部	道路課	県道管理
4	新居浜市建設部道路課	道路課	市道管理
5	新居浜市経済部	農地整備課	農道管理
6	新居浜市公民館長	公民館	地域
7	新居浜市PTA連合会	市P連	PTA
8	新居浜市小学校	16校	学校
9	新居浜市中学校	12校	学校
10	新居浜市教育委員会事務局	学校教育課	行政(次長)
11	新居浜市教育委員会事務局	学校教育課	行政(事務局)

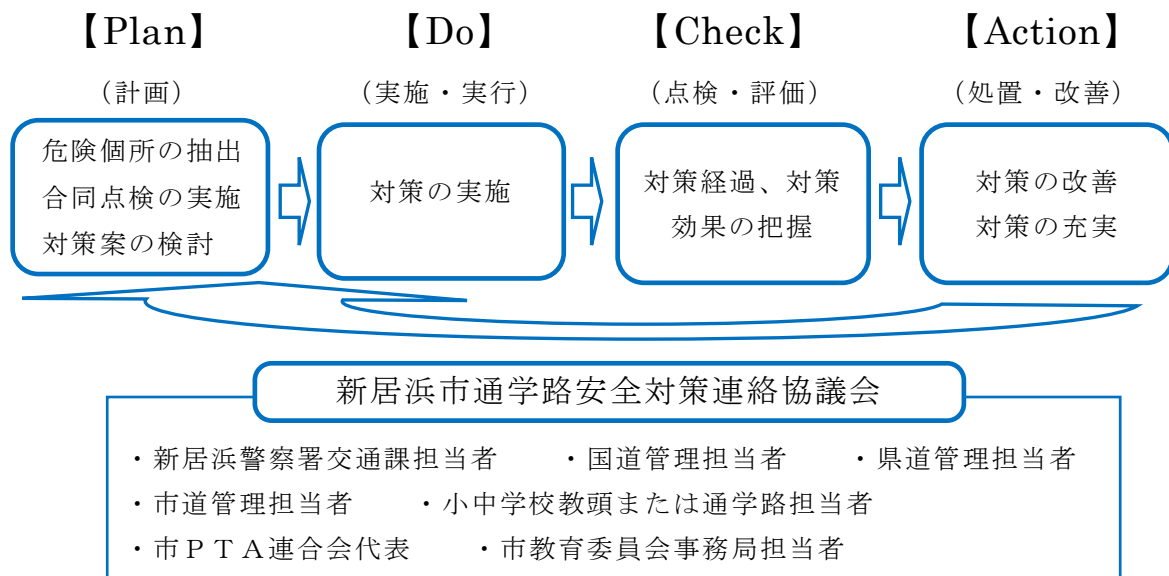
「新居浜市通学路安全推進会議」は、各関係機関が連携を強化することを目的とし、より効果的な安全対策の実現を図ります。



### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全確保をするため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。取組の推進は、新居浜市通学路安全対策連絡協議会が行います。



#### (2) 合同点検の実施

##### ア 危険箇所の抽出

- ・新居浜市立各小・中学校による通学路の調査を実施し、危険箇所を抽出して教育委員会へ提出します。
- ・危険箇所は次の観点を踏まえて調査・抽出します。

※平成17年12月6日 17文科ス第333号

「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」に基づく観点

- 道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る。

※令和3年7月9日 国道国技第106号・国道交安第16号

「通学路における交通安全の更なる確保について」に基づく観点

- 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- 保護者、見守り活動者、地域住民等から改善要請があった箇所

イ 通学路安全対策連絡協議会の開催（5～6月）

- ・対策必要箇所の確認及び対策担当機関の検討をします。
- ・対策経過の確認をします。

ウ 合同点検の実施等（7～8月）

- ・合同点検は、小中学校ごとに、教職員、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加して実施します。
- ・学校及び関係機関は、対策案を立てて点検に臨み、現地において、ハード、ソフト両面からの効果的な対策について協議を行います。
- ・実施時期は夏季休業中に、毎年1回行います。

（3）対策の検討

ア 対策案の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて、各関係機関により具体的な実施メニューを検討します。

(学校・教育委員会)	(警察署)	(道路管理者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全指導の徹底</li> <li>・交通安全指導</li> <li>・通学路の変更</li> <li>・見守り隊の強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制の検討</li> <li>・横断歩道の設置、補修</li> <li>・交通指導・取り締まり</li> <li>・パトロール強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道整備</li> <li>・カラー舗装化</li> <li>・路面表示</li> <li>・カーブミラー 等</li> </ul>

#### イ 通学路安全対策連絡協議会の開催（9月）

- ・対策案（対策不可能・見通しを含め）を周知します。

#### (4) 対策の実施（9月）

- ・対策が円滑に実施されるよう、関係者間の連携を図ります。緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

#### (5) 対策効果の把握（12～3月）

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を検証します。

#### (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。（PDCAサイクルの実施）

### 4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策一覧表及び対策箇所図、改善箇所図を作成し、市のホームページで公表します。